

番号	防火対象物の名称	防火対象物の所在地	違反の内容			公表日	管轄
			公表該当違反事項	根拠法令等の状況	違反の位置等		
1	アメ商百貨 守山店	郡山市田村町山中字鬼越 218 番地 5	1. 屋内消火栓設備未設置 2. スプリンクラー設備未設置	消防法第 17 条第 1 項	1. 2 階部分 2. 1 階部分	平成 30 年 5 月 7 日	郡山消防署 田村分署
2	八幡第一ビル	郡山市清水台一丁目 6 番 19 号	自動火災報知設備未設置	消防法第 17 条第 1 項	建物全体	平成 30 年 5 月 7 日	郡山消防署
3	北一ビル	郡山市清水台二丁目 13 番 29 号	自動火災報知設備未設置	消防法第 17 条第 1 項	建物全体	平成 30 年 5 月 7 日	郡山消防署
4	有限会社 若嶋屋	田村郡小野町大字小野新町字丹後坂 2 番地	自動火災報知設備未設置	消防法第 17 条第 1 項	建物全体	平成 30 年 5 月 7 日	田村消防署 小野分署
5	有限会社ラ・ビーダ	郡山市喜久田町堀之内字地田東 15 番地の 2	屋内消火栓設備未設置	消防法第 17 条第 1 項	建物全体	平成 30 年 5 月 11 日	郡山消防署 喜久田基幹分署
6							
7							
8							
9							
10							

※ 本違反公表制度は、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の未設置が是正されていない場合に実施するものですから、公表事実以外の消防法違反を存している防火対象物もあります。